実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第七十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成三十年四月六日

日時　平成三十年四月十五日から同月二十二日までの間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　沖縄島南東方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二四度二三分一五秒　東経一三〇度四七分五二秒
(イ)　北緯二五度二六分一五秒　東経一三一度四一分五二秒
(ウ)　北緯二五度一三分一五秒　東経一三二度三〇分五二秒
(エ)　北緯二四度〇〇分一六秒　東経一三二度五九分五二秒
(オ)　北緯二四度〇〇分一五秒　東経一三一度二二分三八秒
(カ)　北緯二四度〇七分三三秒　東経一三一度一〇分二五秒

実施艦等　自衛艦十三隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年四月六日

供用開始の区間　関東地方整備局長　泊　宏
路線名　図面縦覧場所
一般国道二百九十八号　市川市国分七丁目一一二五番一地先から同市国分一丁目九四一番二六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成三十年四月七日

○中部地方整備局告示第五十三号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。
平成三十年四月六日

名称　国営木曽三川公園
位置　岐阜県海津市海津町大字万寿新田
区域　岐阜県海津市海津町大字万寿新田字七番割（中部地方整備局に閲覧所を設け、平成三十年四月六日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成三十年四月二十一日

○九州地方整備局告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年四月六日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	三号	阿久根市西目字新田一一一六番六から同市西目字新田一一一六番八まで	九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
三　占用を制限する理由
四　占用の制限の開始の期日
平成三十年四月七日

○九州地方整備局告示第七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、平成三十年四月六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十年四月六日

九州地方整備局長　増田　博行

一　道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所

道路の種類	路線名	占用を制限する区域	図面縦覧場所
一般国道	十号	霧島市隼人町真孝字中道一二五四番一から同市隼人町真孝字西浜田二六三〇番九まで	九州地方整備局及び鹿児島国道事務所

二　制限の対象とする占用物件
新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
三　占用を制限する理由
四　占用の制限の開始の期日
平成三十年四月七日

○沖縄総合事務局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成三十年四月六日

一　施行者の名称　沖縄県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成九年建設省告示第千百四十三号那覇広域都市計画公園事業九・六・三中城公園
三　事業施行期間　自平成九年四月二十三日至平成三十七年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

沖縄総合事務局長　能登　靖